

令和7年度第1回沖縄県中央卸売市場中央棟2階空き区画使用者募集要領

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）における中央棟2階空き区画使用者の募集については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

1 募集区画（別紙1参照）

No.	区画	面積	月額使用料（税込）	使用条件
1	2-3	185.40 m ²	243,269 円	事務所
2	2-5	24.90 m ²	32,697 円	事務所
3	2-7	33.20 m ²	44,468 円	事務所
4	2-12A	157.85 m ²	206,648 円	事務所
5	2-12B	26.21 m ²	35,313 円	事務所
6	2-12C	33.24 m ²	44,468 円	事務所
7	2-12D	33.70 m ²	44,468 円	事務所
8	2-13	43.60 m ²	57,547 円	事務所
9	2-14	43.60 m ²	57,547 円	事務所

※事務所使用に当たり、駐車場を共用使用。

2 募集対象

（1）関連事業者

- ①条例第13条から15条及び規則第25条から29条の規定により、すみやかに関連事業の許可を受ける意思のあるもの。
- ②条例第13条から15条及び規則第25条から29条の規定により、知事の許可を得たもの

（2）市場関係業者

- ①条例第4条第1項の規定により、知事の許可を受けた卸売業者
- ②条例第9条第1項の規定により、知事の許可を受けた仲卸業者

（3）沖縄県中央卸売市場関係団体

3 市場の名称及び位置

名称 沖縄県中央卸売市場

位置 浦添市伊奈武瀬一丁目11番1号

4 募集期間、受付等

(1) 募集期間

令和7年7月4日（金）から令和7年7月17日（木）まで（土日祝日を除く。）

※当該募集期間で選定されない空き区画については、その後、随時応募受付し、審査等を実施します。

(2) 受付時間

募集期間の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所

浦添市伊奈武瀬一丁目11番1号

沖縄県中央卸売市場 中央棟2階 管理事務所管理班

5 応募方法

(1) 空き区画の見学のため、事前に連絡をして日時を予約する。

※室毎に条件が異なるため、目視での確認をお願いします。

なお、遠方のため来場ができない場合は、写真及びデータにて調整します。

(2) 使用目的を伝える。

(3) 使用希望の場合、所定の申込書様式を受け取る。

(4) 窓口に必要書類を提出する。

※応募者は、提出書類チェック表（別紙2）を表紙として申込書（別紙3）及び（別紙4）に掲げる所定の書類を添付して直接受付場所へご持参ください。郵送その他配送による申込みは受け付けません。

また、提出書類については、可否にかかわらず返却しませんのでご了承下さい。

6 関連事業者になるための要件（同要領の2募集対象の（1）の①関連）

(1) 年齢が満20歳以上の者であること。

(2) 申請した業務に現に従事し、かつ1年以上の経験を有する者であること。

(3) 法人にあっては、代表者及び当該業務に従事する役員が、上記6の(1)及び(2)に該当する者であること。

(4) 100万円以上の事業資金又は事業資金に繰り入れることが可能な資産を有している者であること。

(5) 関係法令による許可が必要な業務にあって、当該許可を受けている者であること。

(6) 納税の義務を履行している者であること。

(7) 条例に定める次の欠格条件に該当していない者であること。

①応募者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

②応募者が、拘禁刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者であるとき。

③応募者が条例第14条又は第47条第1項第4号の規定により関連事業者の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者であるとき。

- ④応募者が関連事業を適確に執行するために必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。
- ⑥応募者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しておそれのある者であるとき。
- ⑦応募者がその事業活動について暴力団員等により支配を受けるものであるとき。

7 選考方法

応募者に対する選考決定は、以下の選考により行います。

- （1）一次審査 申請書類について内容審査
- （2）二次審査 経営内容、方針、事業計画等に関する30分程度の面接審査により評価点が最も高い者から入居候補者の順位を決定します。なお、評価点が同じ者が2人以上ある場合は、原則として、くじにより入居候補者の順位を決めるものとします。
- （3）審査の結果については、二次審査後に通知します。
- （4）審査結果後、入居候補者として選考された者の中から辞退者が生じた場合、次点の者を入居候補者として繰り上げるとともに、改めて通知します。ただし、審査の結果、評価点が一定の基準を満たさない応募者は、入居候補者の選定対象外とします。

8 応募に関する注意事項

- （1）応募に必要な書類に変更が生じたときは、速やかに届け出て下さい。
- （2）二次審査で入居候補者として選考された者のうち、関連事業者として許可を得ていない者は、選考をもって関連事業者として内定したものとします。なお、条例に基づく使用指定は、関連事業者許可証の交付後に行います。ただし、内定者が関係法令等に違反したとき及び市場の秩序若しくは公共の利益を害し、又は害するおそれがあると認められるときは、内定を取り消すことがあります。
- （3）営業に必要な設備等は、使用指定を受けた後に必要書類を管理事務所へ提出し、承認後に使用者が自身の負担で用意して下さい。
- （4）卸売市場法、条例、規則、関連事業者許可要領等により規制事項があります。法令等を十分に確認して下さい。
- （5）故意又は重大な過失により虚偽の申告がなされた場合、その応募若しくは申請若しくは許可を取り消すことがあります。

9 施設使用に関する留意事項

- （1）施設で使用する電気、水道水は、管理事務所が供給するものを使用し、使用料金は管理事務所が徴収する。

(2) 施設の使用条件を指定した日から施設使用料が発生する（月の途中の場合は日割計算）。施設及び電気・水道水の使用料は、毎月 25 日までに納付すること。（施設使用料は当月分、電気料金は前月分、水道料金は前々々月分）

(3) 施設内装工事は、別途、「市場施設の現状変更申請」の承認を受けた後に施工することができる。

※但し、内装による現状変更には制限があります。

10 問合せ先

浦添市伊奈武瀬一丁目 11 番 1 号

沖縄県中央卸売市場 中央棟 2 階 管理事務所管理班

電話 098-865-2111 FAX 098-865-2180

E-mail xx049018@pref.okinawa.lg.jp